主 文

本件特別上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、憲法違反を云為するが、第一点は第二審判決の事実認定を非難するに帰し、第二点は單なる訴訟法違反を主張するものであつて、いずれも特別上告適法の理由に該当しない。

よつて、民訴四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	黨	藤	悠	輔
裁判官	眞	野		毅
裁判官	入	江	俊	郎